

## 地デジ難視対策衛星放送個人情報管理規程

本規程は、社団法人デジタル放送推進協会（以下「本協会」という。）の保有する利用者個人情報に関して、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。）第28条の規定に基づき、利用目的及び利用者が本協会に行う各種求めに関する手続き又は苦情処理の手続きその他の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とします。

本規程で使用する用語の意味は、地デジ難視対策衛星放送利用規約に定めるところによるものとします。

### 1. 利用目的等

本協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、利用者個人情報を取り扱うとともに、保有する利用者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

#### (1) 利用目的

本協会は、次に掲げる目的で、利用者個人情報を取り扱います。

- ① 地デジ難視対策衛星放送の利用の決定及び継続に関すること
- ② 地デジ難視対策衛星放送の提供に係る限定受信システムによる受信制御に関すること
- ③ B-CASカードユーザー登録
- ④ 利用者に対する通知、連絡
- ⑤ 利用者からの問合せ、苦情等に対する応対
- ⑥ 地デジ難視対策衛星放送の向上を目的とした視聴者調査
- ⑦ 受信設備の設置及びアフターサービス
- ⑧ 地デジ難視対策衛星放送の視聴状況等に関する各種統計処理
- ⑨ 地デジ難視対策衛星放送の提供に関連しての第三者への提供

#### (2) 上記の利用目的外の利用

本協会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ利用者の同意を得ないで、(1)に規定する利用目的を超えて、利用者個人情報を取り扱うことはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### (3) 第三者への提供

本協会は、保有する利用者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。

- ① 利用者が書面等により同意した場合
- ② 利用者の求めに応じて当該利用者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、利用目的等をあらかじめ利用者に通知し、又は本規程に定めて利用者が容易に知り得る状態においたとき。
- ③ 放送利用の申込みが行われた際に、B-CAS社が行うB-CASカードユーザー登録に必

要な限度で利用者個人情報をB-CAS社に提供する場合（これらの利用者個人情報の変更が生じた場合に本協会からB-CAS社へ連絡して登録情報の修正を行う場合を含む。）並びに利用者からB-CASカードの紛失等の連絡、交換依頼等を受けた際に本協会がB-CAS社に対して必要な連絡を行う場合

- ④ 放送利用の申込みが行われ、受信設備整備支援を行う際に必要な取付け工事等を行う場合において、当該工事を行う者に対して、受信設備整備支援の業務を円滑に行うために必要な限度で利用者個人情報を提供する場合
- ⑤ 本協会が利用申込者の放送利用を決定した後、総務省地デジチューナー支援実施センターが行う支援の対象者の資格要件を確認するために必要な限度で利用者個人情報を総務省地デジチューナー支援実施センターに提供する場合
- ⑥ 本協会が利用申込者の放送利用を決定した後、NHKが行う放送受信契約の確認及び案内のために必要な限度で利用者個人情報（本号においては、非世帯施設に関する情報を含む。）をNHKに提供する場合（これらの利用者個人情報の変更が生じた場合に本協会からNHKへ連絡して登録情報の修正を行う場合を含む。）。この場合において、NHKは当該利用者個人情報をNHK個人情報保護規程に則って適正に取り扱うものとします。
- ⑦ デマンド難視世帯等において放送利用の申込みが行われた際に、地上デジタルテレビ放送の難視聴の調査・確認するために必要な限度で利用者個人情報をデジサポ、居住地等に係る地域協議会及び居住地等を管轄する地方公共団体に提供する場合
- ⑧ 一時利用世帯等において放送利用の申込みが行われた際に、地上デジタルテレビ放送の受信状況又は申込みを確認するために必要な限度で利用者個人情報をデジサポ、総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター、居住地等に係る地域協議会及び居住地等を管轄する地方公共団体に提供する場合

#### (4) 第三者への提供項目

本協会は、保有する利用者個人情報を第三者に提供する場合の提供項目及び提供手段は次表のとおりです。

提供目的	提供先	提供項目	提供手段
B-CASカードユーザー登録	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	氏名、住所、電話番号、B-CAS番号	電子媒体
受信設備整備支援の実施	パナソニックテクニカルサービス株式会社 京セラコミュニケーションシステム株式会社 株式会社NHKアイテック	氏名、住所、電話番号	電子媒体
地デジチューナー支援の対象者資格要件の確認	総務省地デジチューナー支援実施センター	氏名、住所、電話番号	電子媒体
放送受信契約の確認及び案内	日本放送協会	氏名(法人名)、住所、電話番号	電子媒体
地上デジタルテレビ放送の難視聴の調査・確認	総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ) 居住地等に係る地域協議会(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、関東広域、山梨、新潟、長野、富山、石川、福井、中京広域、	氏名(法人名)、住所、電話番号	電子媒体

	静岡、近畿広域、広島、岡山・香川、山口、鳥取・島根、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各地上デジタル放送推進協議会) 居住地等を管轄する地方公共団体		
地上デジタルテレビ放送の受信状況又は申込みの確認	総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ) 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター 居住地等に係る地域協議会(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、関東広域、山梨、新潟、長野、富山、石川、福井、中京広域、静岡、近畿広域、広島、岡山・香川、山口、鳥取・島根、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各地上デジタル放送推進協議会) 居住地等を管轄する地方公共団体	氏名(法人名)、住所、電話番号	電子媒体

#### (5) 利用者個人情報の取扱いの委託

本協会は、利用者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

本協会は、委託先との間で、利用者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。委託先が利用者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、委託先と同様の措置を講じます。

## 2. 利用目的の通知・開示・利用停止

利用者は、本協会が保有する利用者個人情報の保護に関して、利用目的の通知、開示の求め及び利用停止等の求めをすることができます。

### (1) 利用目的の通知

本協会は、利用者から、本協会が保有する利用者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、利用者に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を利用者が知り得る状態においてあるとき、又は利用者へ通知することにより次に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合はその旨を利用者に対して通知します。

- ① 利用者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 本協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある

って、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## (2) 利用者による開示の求め

利用者は、本協会に対し、本協会が保有する利用者個人情報の開示（利用者個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。）の求めを行うことができます。

本協会は、開示の求めを受けたときは、遅滞なく文書（利用者が他の方法を希望する場合を除きま  
す。以下同じ。）により当該情報を開示します。ただし、開示することにより次に掲げるいずれかに該  
当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- ① 利用者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 他の法令に違反することとなる場合

また、上記の規定にかかわらず、利用者個人情報の存在が明らかになることにより公益その他の利  
益が害されるものとして次に掲げる場合又は当該利用者個人情報が6カ月以内に消去されるものであ  
る場合には、本協会は開示の求めをお断りすることがあります。

- ① 利用者個人情報の存否が明らかになることにより、利用者又は第三者の生命、身体又は財産  
に危害が及ぶおそれがある場合
- ② 利用者個人情報の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発  
するおそれがある場合
- ③ 利用者個人情報の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しく  
は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被  
るおそれがある場合
- ④ 利用者個人情報の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は審査その他の公共  
の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

本協会は、利用者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、利用者に対し、遅滞なく、  
文書でその旨通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。

## (3) 利用者による利用停止等の求め

利用者は、本協会が保有する自己の利用者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保す  
るために、本協会に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- ① 利用者個人情報の内容が事実ではないという理由による利用者個人情報の訂正、追加又は削  
除
- ② 利用者個人情報が本規程に違反して取り扱われているという理由による利用者個人情報の  
利用の停止又は消去
- ③ 利用者個人情報が本規程に違反して第三者に提供されているという理由による利用者個人  
情報の第三者への提供の停止

本協会は、利用停止等の求めに理由があると認めるときには、遅滞なく、求めに応じた措置を講じ  
ます。ただし、②又は③の場合において、求めに応じた措置を講じることが、多額の費用を要する場  
合その他困難な場合であって、利用者の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置を取  
る時は、この限りではありません。

本協会は、講じた措置の内容（措置を講じない場合はその旨）を利用者に対し、文書により通知し、  
かつ、その理由を説明するよう努めます。

## 3. 前記2. の手続きの方法

- (1) 下記「4. 問合せ等の受付窓口」に記載する受付窓口までお問い合わせください。
- (2) 必要に応じ、利用者個人情報の保護に関しての各種求めに関する用紙を本協会から郵送します。

- (3) 求めの用紙に必要事項をご記入いただき、返送ください。
- ・求めには、利用者本人（又はその代理人）であることを証明する書類を添付してください。
  - ・求めの用紙の返送先は、別途指定致します。
- (4) 求めの内容に関して確認の上、適正な措置の実施について遅滞なく、書面を郵送することにより通知いたします。

詳しくは、求めの用紙に添付する「利用者個人情報の保護に関して開示請求等にあたって」をご参照ください。

#### 4. 問合せ等の受付窓口

本協会は、利用者個人情報及びその取扱いに関する問合せ又は苦情については、次の窓口において受け付けます。

地デジ難視対策衛星放送受付センター

住所：神奈川県横浜市西区みなとみらい 3-3-1 三菱重工横浜ビル 10 階

電話：045-345-0522（9:00～18:00／土日祝及び年末年始を除く。）

#### 5. 利用者の求めに係る手数料

利用目的の通知及び開示の求めにつきましては、手数料が必要です。

本協会は、下記の手数を請求します。お支払方法は、回答に同封する請求書に記載します。

なお、手数料は、求めに係る書面の費用及び郵送料の実費とし、下記の金額を下回る場合はその額とします。

利用者が行う求めの種別	手数料
利用者個人情報の利用目的通知請求及び開示請求	1,050 円（税抜 1,000 円）

#### 6. 保存期間

本協会は、保有する利用者個人情報の保存期間を次表のとおり定め、これを超える利用者個人情報については、遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

種類	保存期間
放送利用に係る本協会が保有する利用者個人情報	地デジ難視対策衛星放送の終了まで